第七条の二第二項第一号ニ中「次のいずれかに該当するもの（以下「技能実習等」という。）」を「技能実習」に改め、同号ニ(1)から(3)までを削る。

第七条の二第二項第一号ホを次のように改める。

ホ　その雇用する建設労働者に対し、雇用管理制度の整備であって、次に掲げるいずれかの措置を講じる中小建設事業主

(1)　建設労働者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置

(2)　建設労働者の能力の開発及び向上を図るための措置

(3)　医師による健康診断（労働安全衛生法第六十六条第一項、第二項及び第四項に規定する健康診断を除く。）等の措置

第七条の二第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　前号ロに該当する者　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、四千円に、当該認定訓練を受けさせた日（キャリア形成促進助成金等の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

第七条の二第二項第二号ハ中「経費の額」の下に「の十分の九」を加え、「登録教習機関」を「登録教習機関等」に、「一日当たり十三万円（教育訓練の指導員が、建設業に関する優れた技能及び経験を有すると認められる者であるときは、二十万円）を、かつ、二十日分」を「一人当たり二十万円」に改め、同号ニ中「技能実習等」を「技能実習」に改め、「（前号ニに規定する通常の賃金の日額に相当する額が七千円未満のときは、当該額）」を削る。

第七条の二第二項第二号ホを次のように改める。

ホ　前号ホに該当する中小建設事業主　当該中小建設事業主が講じた措置の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額の合計額

(1)　前号ホ(1)　四十万円

(2)　前号ホ(2)　三十万円

(3)　前号ホ(3)　三十万円

第七条の二第二項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

第七条の四及び第七条の五中「第七条の二第二項及び第三項」を「第七条の二」に、「建設教育訓練助成金及び建設雇用改善推進助成金」を「建設労働者確保育成助成金」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号チ及びリを削り、同号トを同号リとし、同号ヘを同号チとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　若年労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業であって、次に掲げるいずれかのものを行う中小建設事業主であること。

(1)　若年労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進又は建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業

(2)　労働災害の防止等の労働安全管理を推進するための事業

(3)　建設労働者の技能の向上又は雇用管理の改善を推進するための研修（以下「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下「職長研修」という。）であって、次のいずれにも該当するもの（以下「雇用管理研修等」という。）を行う事業

(i)　雇用管理研修にあっては中小建設事業主又はその雇用する法第五条第一項に規定する雇用管理責任者その他の労働者を、職長研修にあっては中小建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行われるものであること。

(ii)　研修の時間が、雇用管理研修にあっては六時間以上、職長研修にあっては十八時間以上であること。

(iii)　研修を受ける者の数が十人以上であること。また、雇用管理研修にあっては百人以下、職長研修にあっては五十人以下であること。

(iv)　研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。

(5)　その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う事業

ト　中小建設事業主団体又はその連合団体（以下「中小建設事業主団体等」という。）であって、次の(1)及び(2)に掲げる事業を行うものであること。

(1)　その構成員である中小建設事業主（(2)において「構成中小建設事業主」という。）における雇用管理制度の整備に係る計画の策定、当該計画の効果的な実施のための検討及び調査を行う事業

(2)　構成中小建設事業主における若年労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業

第七条の二第一号に次のように加える。

ル　中小建設事業主であって、岩手県、宮城県又は福島県において建設作業に従事する建設労働者のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。

第七条の二第二号中「ヌまで」を「ルまで」に改め、同号チ及びリを削り、同号ト中「前号ト」を「前号リ」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号チ」に改め、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　前号ヘに該当する中小建設事業主　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

(1)　前号ヘ(1)から(4)までに掲げる事業に要した経費の額の三分の二に相当する額

(2)　前号ヘ(5)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、七千円に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額

ト　前号トに該当する中小建設事業主団体等　前号ト(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の三分の二に相当する額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円（全国的な中小建設事業主団体等及び都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の中小建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における中小建設事業主（元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあっては、その額が二千万円を超えるときは、二千万円）

第七条の二第二号ヌを次のように改める。

ヌ　前号ヌに該当する中小建設事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　対象教育訓練に要した経費の額の三分の一に相当する額（一人当たり二十万円を限度とし、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）及び当該対象教育訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千五百円に、当該対象教育訓練を受けさせた日数（一の対象教育訓練について、四十日分を限度とする。）を乗じて得た額

(2)　対象教育訓練終了後一年以内に新分野事業を新たに行った中小建設事業主に対しては、(1)に定める額に加え、当該対象教育訓練に要した経費の三分の一に相当する額（一人当たり二十万円を限度とし、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）及び対象教育訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千五百円に、当該対象教育訓練を受けさせた日数（一の対象教育訓練について、四十日分を限度とする。）を乗じて得た額

第七条の二第二号に次のように加える。

ル　前号ルに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ルの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）